総務常任委員会会議録

１．招集年月日	令和８年６月１７日（水）　開会　午前　９時４２分 閉会　午前１０時００分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出席委員	◎東郷克己、○石川恵美 工藤義明、山本剛、永島知香、山岡卓治　以上６人 オブザーバー　津村俊二議長
４．欠席委員	なし
５．説　明　員	別紙のとおり
６．事務局職員	辻 昭典、行俊勉、棚橋萌永
７．付議事件	令和８年　第３回野洲市議会定例会付託議案について（３件） (1) 議第 53 号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (2) 議第 54 号　野洲市税条例の一部を改正する条例 (3) 議第 57 号　野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
８．協議事項	なし
９．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年６月２４日

総務常任委員会
委員長　東郷　克己　　印

総務常任委員会（出席説明員）

（令和８年６月１７日）

役　職　名	氏　　名
副市長	林　毅
総務部部長	西村　拓巳
総務部次長	玉川　俊之
税務納税課課長	土川　友廣
市民部部長	井狩　勝
市民部次長	山本　定亮
自治防災課課長	今在家　知子

～～～

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５３号について、委員間の討議を行います。

討議はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５３号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第５３号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５４号野洲市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第５４号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○総務部次長（玉川俊之）　総務部、玉川でございます。

それでは、議第５４号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は７６ページから８７ページになります。

本議案につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正といたしましては、７９ページ、第３６条の３の３は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出基準が変更されることに伴う改正でございます。

次に、８２ページの附則第６条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った

場合の医療費控除の特例に関する改正でございます。当該医療費控除につきましては、平成３０年度から令和９年度末までの個人市民税を対象としていたものを、平成３０年度以後という規定に改正するものでございます。

同じく８２ページの附則第７条の３は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除関連の改正でございます。税額控除の適用期限を５年間延長し、令和２５年度までとし、令和１２年までに居住を開始した場合に適用する改正を行うものでございます。

以上３点の改正につきましては、施行日を令和９年１月１日にするものでございます。

続きまして、８１ページの第６３条でございます。固定資産税の免税点の見直しに関する改正でございます。固定資産税の免税点につきまして、家屋は２０万円から３０万円に、償却資産は１５０万円から１８０万円に引き上げる改正を行うものでございます。

本改正は、施行日を令和９年４月１日にするものでございます。

続きまして、７７ページの第３４条の７、８２ページの附則第７条の４、８３ページの附則第９条の２につきましては、復興特別所得税の課税期間の１０年間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴いまして、寄附金税額控除の関連条項について所要の改正を行うものでございます。

次に、８２ページの附則第７条の４、８４ページの附則第１９条の３につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに関する改正でございます。現在、暗号資産取引で生じた所得は、雑所得としてそれ以外の所得と合わせて課税されておりますけれども、課税方法が見直され、それ以外の所得と分離して、市民税３％を課税する改正を行うものでございます。

次に、８３ページの附則第１７条の２は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例に関する改正でございます。これは、土砂災害警戒区域等のハザードエリア内に所在する土地の譲渡につきましては、課税の特例の対象外となる改正を行うものでございます。

以上３点の改正につきましては、施行日を令和１０年１月１日にするものでございます。

以上、議第５４号の説明といたします。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　少し質疑をしたいので、委員長の職を交代お願いいたします。

○副委員長（石川恵美）　それでは、これより随時委員長の職務を行います。

質疑はございませんか。

東郷委員。

○委員（東郷克己）　１点だけ確認をさせていただきたいと思います。

先ほど暗号資産の件の改正の説明で、今まで雑所得としてまとめてだったのを分離してというご説明でありました。分離して、たしか３％ということでおっしゃったと思うんですけど、これは要するに、増税の方向になるのか、減税の方向になるのか、変わらないのか、どういうふうに現実的にはなるのか教えてください。

○副委員長（石川恵美）　はい。

○税務納税課長（土川友廣）　税務納税課、土川でございます。

今、委員のほうからご質問いただきました件につきましてですが、もともと、いわゆる総合課税の中での課税方式であったのを、分離課税としまして、うち、住民税からの税率の調整があるんですけども、これについては、やはり国内の長期的な財政確保といいますか、海外のほうにどうしても特定暗号資産が出てしまうというのがあるので、国内のそういったところへの強化というのが、まず入ってきている部分と聞いております。

ただ、あくまで国のほうでの改正で、現状、こちらのほうを参議院のほうでの国会で法案が上がっているところでございまして、それの可決後ということであるんですけども、そういった形で今、国のほうで決められているというところでございます。

○副委員長（石川恵美）　東郷委員。

○委員（東郷克己）　国の審議の方向性というのは、ちょっとおぼろげには認識はしているんですけれども、この市民税の野洲市の税としては、対象となる方にとっては利益になるのか、マイナス方向になるのか、変わらないのか、どういうことになるのでしょうか。

○副委員長（石川恵美）　お願いします。

○税務納税課長（土川友廣）　税務納税課、土川でございます。

今ご質問いただいた内容ですと、一定の高所得者といいますか、そういったところの層の課税の構造に影響を与える可能性はあると思います。ただし、制度の明確化ですね、今回のこういった形で分離するという形の明確化によりまして、市といいますか行政側としては、課税の安定性が向上するものと考えております。

以上でございます。

○副委員長（石川恵美）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（石川恵美）　ないようですので、委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長（東郷克己）　では、委員長の職を交代いたします。

他に質疑はございませんか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　８４ページの第１７条の関係で、先ほど説明を受けました土砂災害の警戒地域の譲渡に関してですけども、実際こういう危険な土地を譲渡ということがあり得るのかをちょっと教えてほしいんですけど、危険な土地を売ったり買ったりというのが現実に存在するものなのかが、ちょっとその辺が理解がし切れなかったもので、分かれば教えてください。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○税務納税課長（土川友廣）　税務納税課、土川でございます。

今、工藤委員のほうからご質疑ございました内容につきましてですが、実際に、当然調整区域であったり青地農地であれば、一旦市街化のほうに編入してということでの土地の造成になるとは思うんですが、今回のこの特例といいますのが、優良宅地とされた土地に税の優遇をかけるんですけども、そういった危険な場所に優遇をするということが、これは矛盾しますので、そういったところを除くというのを明言化されたというようになっております。

実際、その売買は、当然個人さんとの売買もあり得ますし、農地から農地という売買もあるでしょうけども、今回はどっちかと言うと非自己用的な開発に対しての、こういった造成があった場合、レッドゾーンであったりそういったハザードマップ内での土地に対しては制限がかかるんですけども、その制限がかかる上にこの優遇措置をかけるというのがおかしいという考え方から来ているものだと思います。

以上でございます。

○委員長（東郷克己）　よろしいですか。他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５４号について委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５４号野洲市税条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第５４号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５７号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第５７号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○市民部次長（山本定亮）　市民部の山本です。

私からは、議第５７号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をします。

議案書９８ページ及び９９ページをご覧ください。

本議案は、国において非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして、条例で定める非常勤消防団員等が、公務等、いわゆる公務により、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したこと、そういったものが公務等に当たるんですが、そういったことによって死亡した場合における葬祭補償の額を、第１８条の規定により、所要の改正を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行としまして、４月１日以降に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用するものでございます。

以上、議第５７号の説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５７号について、委員間の討議を行います。

討議はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５７号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第５７号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会報告書の作成につきましては、私に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、私に一任いただくことに決しました。

次に、次第４、閉会中の継続審査または調査に付すべき事件についてですが、何か申出すべき案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ないようですので、これをもって日程の全てを終了いたします。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午前１０時００分閉会）